

相続税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 物納申請書及び特定物納申請書の記載事項に、延納によっても納付することを困難とする金額の計算の明細を加えることとする。(第 22 条、第 28 条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則関係)